



エコマークは(財)日本環境協会が自主的に運営している事業です。エコマークの活動予算は、すべて認定企業の皆様からのエコマーク使用料および商品認定申込者の皆様からの商品認定審査料でまかなわれています。「エコマークニュース」では、「エコマーク事業実施要領」に基づき、エコマーク事業に関する情報を提供しています。

### 認定基準に関するお知らせ

#### 認定基準の制定

以下の認定基準が制定されましたので、お知らせいたします。

類型番号	商品類型名	制定日	有効期限
123	「建築製品（内装工事関係用資材）Version2.11」 分類 C-7 ～タイルカーペット～	2012年5月1日	2017年12月31日

#### 商品類型 No.123 「建築製品（内装工事関係用資材）Version2.11」分類 C-7 ～タイルカーペット～について

タイルカーペットは、全体で約 2500 万 m<sup>2</sup>（2010 年度実績）の生産量があり、現在でもエコマーク商品類型 No.118「プラスチック製品 Version2」において多くの商品を認定しています。今回、No.118「プラスチック製品 Version2」認定基準の対象から見直しを行い、No.123「建築製品（内装工事関係用資材）Version2」の新たな分類としてタイルカーペットの認定基準を制定しました。

タイルカーペットでは、使用済みタイルカーペットを再生した PVC を主にバックキング層に使用する水平リサイクルが進められてきています。今回制定した認定基準では、省資源・資源循環の観点から水平リサイクルの取り組みを新たに盛り込むとともに、地球温暖化の防止、有害物質の制限とコントロール、情報提供を重要項目として設定し、さらにグリーン購入法特定調達品目判断の基準との整合性を高めるなど、総合的な環境負荷低減を図るよう検討を行いました。

◆タイルカーペットの認定基準書および解説は、エコマーク事務局ウェブサイトで公開しています。

(URL : <http://www.ecomark.jp/criteria/123.html>)

エコマークニュース 臨時号 2012年5月1日発行

編集・発行 / 財団法人日本環境協会 エコマーク事務局

〒103-0002 東京都中央区日本橋馬喰町1-4-16 馬喰町第一ビル9F

TEL : 基準・認証課 03-5643-6253 FAX : 03-5643-6257 (各課共通)

総務・契約監査課 03-5643-6255

普及・国際協力課 03-5643-6255

ホームページ : <http://www.ecomark.jp>

E-mail : [ecomark@japan.email.ne.jp](mailto:ecomark@japan.email.ne.jp)

エコマークは(財)日本環境協会の登録商標です。

